

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 事業者(地域包括支援センター)の概要

名 称	金沢市地域包括支援センターおおてまち
所 在 地	石川県金沢市彦三町 1 丁目 13 番 41 号
介護保険事業所番号	1700100041
連 絡 先	076-263-5517
サービス提供地域	馬場・瓢箪・此花・松ヶ枝・芳斉・長町・長土堀

2 事業者(地域包括支援センター)業務日及び業務時間

業 務 日	月曜から金曜まで
休 業 日	土・日曜日、国民の祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日まで
業 務 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

3 事業者(地域包括支援センター)の職員体制等

職 種	人 員
管 理 者	1 名
保健師又は看護師	常勤 1 名以上
社会福祉士	常勤 1 名以上
主任介護支援専門員	常勤 1 名以上
介護支援専門員 等	常勤 1 名以上

4 利用者負担金

利 用 料	【介護予防支援】 介護予防サービス計画作成に係わる費用は介護保険で定められた金額が全額給付されますので、介護保険料の滞納等がない限り自己負担はありません。
	【原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）】 ケアマネジメント作成に係わる費用は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。
	【初回のみ介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントC）】 ケアマネジメント作成に係わる費用は地域支援事業から全額支払われますので、自己負担はありません。

5 サービス方針等

- ①利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

②サービスの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

③事業の運営に当たっては、市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、指定介護予防サービス事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連帯に努めます。

6 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの主な内容

申し込みからサービス提供までの流れ	主な内容
1. 利用申込みの受付	介護認定審査会において要支援認定を受けた者又は基本チェックリストに該当した利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明し、同意を得た上で、介護予防サービス計画作成依頼届出書または介護予防ケアマネジメント依頼届出書を市に届け出ます。
2. 契約の締結	利用申込者と契約を締結します。
3. アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者と家族に対しアセスメントを行います。
4. 介護予防サービス・支援計画書原案の作成	アセスメント結果等を基に、どのような支援が必要かを利用者と調整し、利用者と合意した結果に基づき、介護予防サービス・支援計画書原案またはケアマネジメント結果等記録表を作成します。
5. サービス担当学会議の開催	サービス担当学会議の開催等により、介護予防サービス・支援計画書原案について専門的な意見を聴取します。
6. 介護予防サービス・支援計画書の交付	利用者又は家族に説明し、同意を得た後、介護予防サービス・支援計画書またはケアマネジメント結果等記録表を利用者又は家族に交付します。
7. サービスの提供	介護予防サービス事業者及び第1号訪問（通所）事業者に対し、介護予防サービス・支援計画書に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。
8. モニタリング	少なくとも3月に1回は利用者宅を訪問して面接し、計画の実施状況の把握を行います。それ以外の月は電話等で利用者と接触し、実施状況を把握。当該サービス事業者からも月1回聴取します。
9. 評価	計画の達成状況に応じて随時評価を行います。
10. 介護報酬の請求	介護保険サービス利用実績を確認し、介護報酬の請求を行い、介護報酬を受領します。

7 相談窓口、苦情対応

- ・サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

金沢市地域包括支援センターおおてまち	電話番号	076-263-5517
	FAX番号	076-263-5721
	担当者	笹崎 伸也

- ・公的機関においても次の期間において苦情申出等ができます。

金沢市福祉局 介護保険課	所在地	金沢市広坂1丁目1番1号
	電話番号	076-220-2264
	FAX番号	076-220-2559
	対応時間	午前9時00分～午後5時45分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)
石川県国民健康保険 団体連合会（介護サービス苦情110番）	所在地	金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎
	電話番号	076-231-1110
	FAX番号	076-231-1601
	利用時間	午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)
石川県福祉サービス運営適正化委員会	所在地	金沢市本多町3丁目1番10号 社会福祉法人石川県社会福祉協議会内
	電話番号	076-234-2556
	FAX番号	076-234-2558
	利用時間	午前9時00分～午後5時00分 (土日祝日、12月29日～1月3日を除く)

※石川県国民健康保険団体連合会及び石川県福祉サービス運営適正化委員会は、介護予防支援に関する苦情のみ対応となります。

8 虐待防止

虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- ④上記の措置を適切に実施するための担当者を配置します。

虐待防止責任者	笹崎 伸也
---------	-------